明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一七）　一
〔省　令〕
○輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六）　三
〔告　示〕
○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（経済産業七）　五

本号で公布された法令のあらまし

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第一七号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の三関係）

2　この政令は、令和五年二月三日から施行することとした。

政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年一月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「第二号フからモまで」を「第二号㉜から㉟まで」に改める。

別表第二の三第二号を次のように改める。

二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）

(1)　集積回路、アナログデジタル変換器、マイクロ波用機器及びミリ波用機器の部分品、弾性波を利用する信号処理装置及びその部分品、一次セル、二次セル、太陽電池セル、超電導電磁石、超電導材料を用いた装置並びに放電管

(2)　電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品

(3)　周波数変換器、質量分析計、フラッシュ放電型のエックス線装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、パルス増幅器、信号発生器、遅延時間測定装置、クロマトグラフ並びに分光計

(4)　半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の製造用の装置並びにこれらの部分品及び附属品

(5)　半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品

(6)　レジスト

(7)　電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品

(8)　通信装置並びにその部分品及び附属品

(9)　(8)に掲げる貨物の試験装置

(10)　通信装置用の光ファイバーの材料となる物質

(11)　暗号装置及びその部分品

(12)　音波を利用した水中探知装置及び船舶用の位置決定装置並びにこれらの部分品

(13)　光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置

(14)　電子式のカメラ及びその部分品

(15)　光学フィルター並びにふっ化物のファイバーケーブル及びその部分品

(16)　レーザー発振器

(17)　磁力計及びその部分品

(18)　重力計